

〔二五三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年六月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ勝山店

所在地 真庭市三田一四九番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

3 変更事項

㊦ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

（変更前）正面駐車場 八十六台

南駐車場 二十八台

合計 百十四台

（変更後）正面駐車場 八十六台

㊧ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）株式会社マルイ 午前九時三十分

有限会社本郷商店 午前九時三十分

有限会社たんぼぼ 午前九時三十分

有限会社バックス 午前九時三十分

（変更後）株式会社マルイ 午前九時

有限会社本郷商店 午前九時

有限会社たんぼぼ 午前九時

有限会社バックス 午前九時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）正面駐車場 午前九時十五分から午後九時十五分まで

南駐車場 午前九時十五分から午後九時十五分まで

（変更後）正面駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）三箇所

（変更後）二箇所

4 変更年月日

平成十五年七月二日ほか

二 届出年月日

令和七年五月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年六月六日から同年十月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部産業政策課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ